## 令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	10	府省庁名 金融庁					
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )					
要望 項目名		金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)					
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。					
		<ul> <li>特例措置の内容</li> <li>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置を講ずること。</li> <li>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算の範囲をデリバティブ取引、預貯金等にまで拡大すること。</li> <li>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限利用すること。</li> <li>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</li> </ul>					
関係	条文	√地方税法第 71 条の 5、第 71 条の 6 地方税法附則第 35 条の 2 の 6、第 35 条の 4 の 2 租税特別措置法第 3 条、第 37 条の 12 の 2、第 31 条の 14、第 41 条の 15					
減 <sup>.</sup> 見辺		[初年度] ▲5, 200 ( - ) [平年度] ▲5, 200 ( - ) (単位:百万円)					
要望	理由	(1)政策目的 個人投資家の市場参加を促すことを通じて、国民の長期的な資産形成が図られること。 (2)施策の必要性 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公益債等にまで拡大されたところ(平成28年1月から実施)。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていないことから、					
本要対応縮減	する	金融商品に係る損益通算範囲を拡大することが必要。					
I		ページ 10_1					

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		l
	政策の 達成目標		投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加 を促し、国民の長期的な資産形成が図られること。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
		同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の 達成状況		
有効性	要望の措置の 適用見込み		個人投資家が適用対象。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加 を促し、国民の長期的な資産形成が図られることが見込まれる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		
	要望の措置の 妥当性		投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によって実現することはできない。
		ページ	10—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望である。
ページ	10—3